

2026年4月17日

各位

会社名	株式会社ショーケース
代表者名	代表取締役社長 松本 高一 (コード番号：3909 東証スタンダード)
問合せ先	経営企画部部长 清水 幸雄 (TEL 03-6866-8555)

支配株主への資金の貸し付けに関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会の決議により、下記のとおり、2025年4月18日に当社の支配株主である AI フュージョンキャピタルグループ株式会社（東証スタンダード：254A、以下「AIF 社」といいます。）との間で締結した金銭消費貸借契約について、以下のとおり変更合意することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更合意の理由

当社は、2025年4月18日に支配株主である AIF 社との間で金銭消費貸借契約を締結しております。今般、返済期限を迎える中、慎重に議論を重ねた結果、返済期限の延長と利息算定方法を見直すことといたしました。

その理由は、余剰資金を単に外部金融機関に預金として保有するよりも、グループ会社への融資に充当することで、グループ全体としての資金コストを低減し、運用効率を高めることが可能となります。この戦略的な資金配分は、グループ全体の利益貢献に資するものと確信しております。

また、対象会社への円滑な資金供給は、グループ事業の継続的な拡大と成長を支えるものであり、結果として株主価値の向上およびグループ全体の利益最大化に直結することから、本意思決定には十分な合理性が認められます。

なお、昨今の金融情勢の変化に伴う金利指数の上昇を鑑み、これまでの年利1%から TIBOR（東京銀行間取引金利）に一定のスプレッドを加えた方式（固定）へと変更することといたしました。

2. 貸付の内容

	変更前	変更後
(1) 貸付先	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社	変更なし
(2) 貸付額	10億円	変更なし
(3) 資金用途	M&A 資金等	変更なし
(4) 契約日	2025年4月18日	2026年4月17日（契約変更日）
(5) 貸付日	2025年4月21日	2026年4月21日（延長開始日）
(6) 返済期限	1年以内	2026年4月21日から1年以内
(7) 利息	1%（固定）	2.53%（固定） 2026年4月15日現在12カ月物 Tibor1.33%に1.2%を加算
(8) 遅延損害金の約定利率	年14.6%の割合	変更なし

貸付額につきましては、当社のキャッシュフローの予測をもとに、事業運営に必要な資金を勘案して決定しております。

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、AIF 社が当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引に該当しており、当社が、2025 年 3 月 31 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

法令、社内規程に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。この点、当社は、本取引について AIF 社からの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

また、特別委員会規程を定め、支配株主との取引において、少数株主の利益を保護するため、支配株主との利益相反リスクについて適切に審議・検討することにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的とした「特別委員会」にて審議しております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反回避措置

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、貸付利率等の取引条件は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の有効活用を行うべく、余資を金融機関等への預け入れ等の第三者の取引と比べ合理的な条件であることを交渉、確認の上決定しております。

また、下記(3)に記載のとおり、当社および貸付先から独立した社外取締役 3 名で構成される特別委員会より本取引に関する意見を取得しております。

なお、当社の取締役のうち、AIF 社の代表取締役を兼務している澤田大輔氏は、利益相反取引に該当する可能性があることから、本取引に関する取締役会の審議および決議には参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）3 名で構成される特別委員会より、本件は金銭の貸付であることから、①当社のおかれた環境を考慮し、資金の有効活用のため手元資金を貸し付けることに不合理な点はなく、親会社である AIF 社との本取引の貸付条件は市場金利と比較しても大きな乖離がなく合理性があり、企業価値を棄損することはないと考えられること、②本取引に関する契約書に基づくその他の取引の条件も妥当であること、③公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置も図っていること、④余資の運用に関しては、当社提出の資金繰り表にて確認済みであり、さらに、AIF 社の返済可能性については、100%子会社であるミラードア株式会社が保有していた国債が満期を迎え約 8 億円相当の資金が確保されており、継続して金融機関からの資金調達活動を実施していることから、返済に係る懸念は低いと判断されることから、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見（2026 年 4 月 16 日付）を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

本取引による当期（2027 年 3 月期）の業績への影響については、軽微であると見込んでおりますが、精査した上、適切に開示してまいります。

以上